

イオンモール新利府 北館 南館 の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料1-A

- 1 届出者 三井住友信託銀行株式会社
- 2 届出日 令和3年10月7日
- 3 店舗の名称 イオンモール新利府 北館 南館
- 4 店舗設置者 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 5 店舗所在地 北館：宮城郡利府町利府字新屋田前5 外
南館：宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) イオンリテール株式会社(北館) 24時間
その他の小売業者(北館) 午前8時から午後11時まで
核となる小売業者(南館) 午前8時から午後10時まで
その他の小売業者(南館) 午前9時から午後10時まで
(変更後) マックスバリュ南東北株式会社(北館) 24時間
その他の小売業者(北館) 午前8時から翌午前0時まで
すべての小売業者(南館) 午前8時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 北館 24時間(屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)
南館 午前7時30分から翌午前0時30分まで
(変更後) 北館 24時間(利用制限解除)
南館 24時間
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 北館 午前5時から午後9時30分
南館 24時間
(変更後) 北館 24時間
南館 24時間
- 7 変更する年月日 令和3年10月8日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日：令和3年10月29日
 - ・縦覧期間：公告の日から令和4年2月28日まで(公告の日から4か月)
 - ・地元説明会：掲示
 - ・市町村等からの意見書提出期限：令和4年2月28日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限：令和4年6月7日(届出から8か月以内)